

入札公告

条件付一般競争入札を次のとおり実施する。

令和6年3月11日

宮崎県知事 河野 俊嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託件名 警察本部外建築物環境衛生管理業務（以下「委託業務」という。）
- (2) 委託内容 建築物環境衛生管理業務
- (3) 履行場所 警察本部外 宮崎市旭1丁目8番28号外
- (4) 契約期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- (5) 最低制限価格
最低制限価格を設けるものとし、最低制限価格に満たない入札については、これを無効とする。
- (6) 入札方法
 - ア (1)の業務件名について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - イ 開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。
 - ウ 入札の回数は、2回を限度とする。

2 契約に係る特約事項

- (1) 県は、上記1の(4)の契約期間内において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
 - ア 本件契約の相手方が契約期間中に委託業務を継続する見込みがないと認められるとき。
 - イ 本件契約の相手方の業務の実施が著しく不誠実と認められ、又は契約を誠実に履行する意思がないと認められるとき。
 - ウ 本件契約の相手方が次のいずれかに該当するとき。
 - (ア) 暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - (イ) 役員等（役員又は支社、支店若しくは営業所の代表をいう。以下同じ。）が、暴力団関係者であると認められるとき。
 - (ウ) 暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (エ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団関係者を利用するなどしたと認められるとき。
 - (オ) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が(ア)

から(エ)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(カ) (ア)から(エ)までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（(ウ)に該当する場合を除く。）において、県が当該契約の解除を求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

エ 上記アからウまでに掲げる場合のほか、本件契約の相手方が本件契約に違反した場合。

(2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 清掃業務等の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱（昭和54年1月12日宮崎県告示第41号。以下「要綱」という。）第2条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (3) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「法」という。）第12条の2第1項第1号又は第8号の事業について、同項の登録を受けている者であること。
- (4) 公告日から契約が確定する日までのいずれの日においても、要綱第9条の規定に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 宮崎県内に本店を有する者であること。
- (6) 次の要件を全て満たす者を、3名以上有していること。

ア 法第7条第1項の規定に定める「建築物環境衛生管理技術者免状」を交付されていること。

イ 会社と直接雇用関係にある社員であること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書の掲載場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県警察ホームページに掲載
- (2) 期間 令和6年3月11日から令和6年3月26日まで

5 入札参加届及び入札参加資格確認資料の提出

- (1) 提出場所 宮崎県警察本部施設装備課管財係 宮崎市旭1丁目8番28号
- (2) 提出期間 令和6年3月11日から令和6年3月22日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。））
- (3) 提出方法 郵送（書留郵便（一般・簡易）に限る。提出期間内必着）又は持参による。

6 入札書の提出と開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県警察本部1階102会議室 宮崎市旭1丁目8番28号
- (2) 日時 令和6年3月26日 午前9時00分

7 入札保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。

8 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (2) 入札参加資格のない者（入札参加届の提出時に入札参加資格を有していたものの、契約の日までに、指名停止等により入札参加資格を失った者を含む。）のした入札
- (3) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (4) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (5) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (6) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (7) 入札条件に違反した入札
- (8) 連合その他不正行為があった入札
- (9) 入札公告等の規程に違反した者のした入札

9 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の範囲以内で、失格又は無効とされた者を除く最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2名以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

10 契約に関する事務を担当する部局

宮崎県警察本部警務部施設装備課管財係 宮崎市旭1丁目8番28号
郵便番号880-8509 電話番号0985(31)0110

11 その他

- (1) この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- (2) 業務の公平性を確保するため、「本委託業務」と次の委託業務については、同時に受託できないこととする。次の委託業務の開札日前に本委託業務への入札を行い、次の委託業務のいずれかを落札した場合には、本委託業務への入札は無効とする。
 - ア 宮崎県警察本部庁舎清掃業務
 - イ 宮崎県総合自動車運転免許センター庁舎外清掃業務
 - ウ 宮崎県警察学校庁舎外清掃業務
- (3) この競争入札は令和6年度宮崎県一般会計予算の成立を条件とする。

入札説明書

宮崎県警察本部が行う警察本部外建築物環境衛生管理業務に係る条件付一般競争入札については、関係法令の定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上入札しなければならない。この場合において、当該説明書について疑義があるときは、下記5に記載された者に説明を求めることができる。ただし、入札後に仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和6年3月11日

2 競争入札に付する事項

- (1) 委託件名 警察本部外建築物環境衛生管理業務
- (2) 委託内容 建築物環境衛生管理業務
- (3) 履行場所 宮崎県警察本部外 宮崎市旭1丁目8番28号外
- (4) 契約期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- (5) 最低制限価格

最低制限価格を宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号。）第128条第1項に基づく範囲内の額を設けるものとし、最低制限価格に満たない入札については、これを無効とする。

3 契約に係る特約事項

- (1) 県は、上記2(4)の契約期間内において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
 - ア 本件契約の相手方が契約期間中に委託業務を継続する見込みがないと認められるとき。
 - イ 本件契約の相手方の業務の実施が著しく不誠実と認められ、又は契約を誠実に履行する意思がないと認められるとき。
 - ウ 本件契約の相手方が次のいずれかに該当するとき。
 - (ア) 暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - (イ) 役員等（役員又は支社、支店若しくは営業所の代表をいう。以下同じ。）が、暴力団関係者であると認められるとき。
 - (ウ) 暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (エ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団関係者を利用するなどしたと認められるとき。
 - (オ) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が(ア)から(エ)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (カ) (ア)から(エ)までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（(オ)に該当する場合を除く。）において、県が当該契約の解除を求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。
 - エ 上記アからウまでに掲げる場合のほか、本件契約の相手方が本件契約に違反した場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

4 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 清掃業務等の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱（昭和54年1月12日宮崎県告示第41号。以下「要綱」という。）第2条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (3) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「法」という。）第12条の2第1項第1号又は第8号の事業について、同項の登録を受けている者であること。
- (4) 公告日から契約が確定する日までのいずれの日においても、要綱第9条の規定に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 宮崎県内に本店を有する者であること。
- (6) 次の要件を全て満たす者を、3名以上有していること。
 - ア 法第7条第1項の規定に定める「建築物環境衛生管理技術者免状」を交付されていること。
 - イ 会社と直接雇用関係にある社員であること。

5 契約に関する事務を担当する部局

宮崎県警察本部警務部施設装備課管財係 宮崎市旭1丁目8番28号
郵便番号880-8509 電話番号0985(31)0110

6 入札参加者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、入札参加届（別記様式第1号）及び入札参加資格確認資料（以下「参加届等」という。）を次のとおり提出しなければならない。

なお、参加届等を提出後入札に参加しないこととした場合は、理由を記載した辞退届（任意様式）を書面で開札の前日までに提出すること。

- (1) 提出期間
令和6年3月11日から令和6年3月22日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。））
- (2) 提出場所
上記5に同じ
- (3) 提出方法
郵送（書留郵便（一般・簡易）に限る。提出期間内必着。）又は持参による。
- (4) 入札参加資格確認資料
 - ア 配置技術者の資格等調書（別記様式第2号）
 - イ 法第12条の2第1項第1号又は第8号の事業について、同項に規定する登録に係る証明書の写し

7 業務の仕様

別添仕様書のとおり

8 入札書の提出と開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県警察本部1階102会議室 宮崎市旭1丁目8番28号
- (2) 日時 令和6年3月26日 午前9時00分

9 入札の方法

- (1) 入札に参加する者は、入札書（別記様式第3号）を提出しなければならない。
- (2) 代理人が入札を行う場合は、委任状（別記様式第4号）を提出するほか、入札書に競争入札参加資格者の氏名又は名称若しくは商号（法人の場合は代表者の職氏名）、

代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印をしておかなければならない。

- (3) 競争入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。ただし、入札書の表記金額は訂正できない。
- (4) 競争入札参加者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、入札の執行を延期し又は取り消す。
- (5) 入札金額は、業務に係る一切の経費を含めた金額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10 再度入札

- (1) 開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。
- (2) 再度入札は1回とし、落札者のない場合は地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により最終入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札者と随意契約の交渉を行うことがある。
- (3) 再度入札を辞退しようとするときは、辞退する旨を記載した入札書を提出しなければならない。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。納付の方法は現金又は銀行保証小切手とし、納付の期日は開札の時までとする。落札者の入札保証金は、契約保証金を納付する場合にあっては契約保証金に充当するものとし、納付を必要としない場合の入札保証金及び落札者以外の者の入札保証金は、落札者決定後、即時返還する。なお、この入札保証金を返還する場合、利息は付さないものとする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。

ア 競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出した場合

イ 当該入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。

ア 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出した場合

イ 契約を締結しようとする日の属する年度前の2箇年度の間に国（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）、地方公共団体（地方独立行政法人並びに地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約（長期継続契約以外の複数年度にわたる契約にあっては、履行完了日が契約を締結しようとする日の属する年度前の2箇年度の間にあるもの。）を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書面を提出し、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

12 入札の効力

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (2) 入札参加資格のない者（入札参加届の提出時に入札参加資格を有していたものの、契約の日までに、指名停止等により入札参加資格を失った者を含む。）のした入札
- (3) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (4) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (5) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (6) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (7) 入札条件に違反した入札
- (8) 連合その他不正行為があった入札
- (9) 入札公告等の規程に違反した者のした入札

13 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の範囲以内で、失格又は無効とされた者を除く最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2名以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 その他

- (1) 業務の公平性を確保するため、「本委託業務」と次の委託業務については、同時に受託できないこととする。次の委託業務の開札日前に本委託業務への入札を行い、次の委託業務のいずれかを落札した場合については、本委託業務への入札は無効とする。
 - ア 宮崎県警察本部庁舎清掃業務
 - イ 宮崎県総合自動車運転免許センター庁舎外清掃業務
 - ウ 宮崎県警察学校庁舎外清掃業務
- (2) この競争入札は、当該業務に係る令和6年度宮崎県一般会計予算の成立を条件とする。

入札参加届

令和 年 月 日

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

警察本部外建築物環境衛生管理業務に関する条件付一般競争入札について提出します。
なお、下記の要件を全て満たす者であることに相違ないことを誓約いたします。

記

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- 2 清掃業務等の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱（昭和54年1月12日宮崎県告示第41号。以下「要綱」という。）第2条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- 3 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「法」という。）第12条の2第1項第1号又は第8号の事業について、同項の登録を受けている者であること。
- 4 公告日から契約が確定する日までのいずれの日においても、要綱第9条の規定に基づく指名停止を受けていないこと。
- 5 宮崎県内に本店を有する者であること。
- 6 次の要件を全て満たす者を、3名以上有していること。
 - ア 法第7条第1項の規定に定める「建築物環境衛生管理技術者免状」を交付されていること。
 - イ 会社と直接雇用関係にある社員であること。

配置技術者の資格等調書

会社名： _____

①	配置予定技術者氏名	生年月日	採用年月日
法令等の資格	資格の名称	取得日	登録番号

②	配置予定技術者氏名	生年月日	採用年月日
法令等の資格	資格の名称	取得日	登録番号

③	配置予定技術者氏名	生年月日	採用年月日
法令等の資格	資格の名称	取得日	登録番号

備考

- 1 法令等の資格は公告に掲げる要件を満たす資格を記載すること
- 2 記載した資格について、資格証の写しを添付すること。

入 札 書 （委 託）

入札金額	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
受託の内容	警察本部外建築物環境衛生管理業務									
受託の場所	宮崎市旭1丁目8番28号外									
期 間	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで									
入札保証金	宮崎県財務規則第100条第2項第2号により免除									
<p>上記の金額に100分の110を乗じて得た金額をもって契約したいので、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）等関係規程、設計書、仕様書及び指示事項を承知して入札します。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>住所 入札人 氏名 印</p> <p>宮崎県知事 河野 俊嗣 殿</p>										

入札条件等確認済

委任状

私は、都合により
（
使用印鑑
）を代理人と

定め下記業務の見積入札に関する権限を委任します。

記

1. 受託の内容 警察本部外建築物環境衛生管理業務
2. 受託の場所 宮崎市旭1丁目8番28号外

令和 年 月 日

住所
名称
氏名 印

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

代理人の職名又は本人との関係

業 務 委 託 契 約 書

宮崎県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、下記の委託業務について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

委託業務名 警察本部外建築物環境衛生管理業務

委託場所 宮崎市旭1丁目8番28号外

（委託期間）

第2条 委託業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

なお、支払いは、毎月行うものとし、1回あたり金 円とする。

（委託料）

第3条 委託業務の委託料（以下「委託料」という。）は、金 円（消費税及び地方消費税額金 円を含む。）とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、この契約の締結と同時に、契約保証金として金 円を甲に納付しなければならない。

2 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、前項の契約保証金を甲に帰属させることができる。

【第4条 契約保証金は、免除する。】

（委託業務の処理方法）

第5条 乙は、委託業務を別添警察本部外建築物環境衛生管理業務委託仕様書及び甲の指示に従って処理しなければならない。

（再委託の禁止）

第6条 乙は、委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

（権利の譲渡等の禁止）

第7条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

（実地調査等）

第8条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、委託料の使途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

（成果品等の提出）

第9条 乙は、委託業務を完了したときは、完了後10日以内に業務の成果に関

する報告書（以下「成果品等」という。）を甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、成果品等を受領したときは、その内容を検査し、合格又は不合格の旨を乙に連絡するものとする。
- 3 乙は、前項の規定による不合格の旨の連絡があったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。前2項の規定は、この項の規定による補正について準用する。
- 4 第2項（前項後段において準用する場合を含む。）の検査及び前項前段の補正に要する費用は、乙の負担とする。

（委託料の請求及び支払）

第10条 乙は、甲から前条第2項（同条第3項後段において準用する場合を含む。）の規定による合格の旨の連絡があったときは、甲に委託料の支払請求書を提出するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による支払請求書の提出があったときは、その日から起算して30日以内に乙に委託料を支払うものとする。
- 3 甲がその責めに帰すべき理由により前項に規定する期間内に委託料の全部又は一部を支払わない場合には、乙は、甲に対して、遅延日数に応じ、未受領金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項本文に規定する財務大臣が決定する率の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

（契約の解除）

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に違反したとき。
- (2) 乙が契約期間中に委託業務を継続する見込みがないと認められるとき。
- (3) 乙の業務の実施が著しく不誠実と認められ、又は契約を誠実に履行する意思がないと認められるとき。
- (4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合には役員又は支社、支店若しくは常時警察本部外建築物環境衛生管理業務等の契約を締結する事務所の代表をいう。以下同じ。）が暴力団関係者であると認められるとき。

ウ 暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められるとき。

エ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団関係者を利用するなどしたと認められるとき。

オ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからエまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

カ アからエまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（オに該当する場合を除く。）において、甲が当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙がこれに従わなかったとき。

2 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

（損害賠償）

第12条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（秘密の保持）

第13条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、委託期間が満了し、又はこの契約が解除された後においてもなおその効力を有するものとする。

（個人情報の保護）

第14条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たって、別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

（費用の負担）

第15条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

（協議等）

第16条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第6章の定めるところによるものとし、この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約若しくは同章に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和6年 月 日

甲 宮 崎 県
宮崎県知事 河野 俊嗣

乙

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、委託業務の処理に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密等の保持)

第2 乙は、委託業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、委託業務を処理するために個人情報を収集するときは、その利用目的を特定し、利用目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報を当該事務の利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示があるとき、又はあらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(適正管理)

第5 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、本契約第6条に定める場合を除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に再委託してはならない。

(資料の返還等)

第8 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、引き渡し、又は廃棄するものとする。また、当該個人情報を電磁的に記録した機器等は、確実に当該個人情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9 乙は、委託業務に従事する者及び従事した者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(事故報告)

第10 乙は、この特記事項に違反する事態が発生し、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

別添

警察本部外建築物環境衛生管理業務委託仕様書

警察本部外建築物環境衛生管理業務について、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（昭和45年法律第20号）その他関係法令に基づき、下記業務を行うこと。

1 対象施設

- | | |
|-----------------------|------------------|
| (1) 宮崎市旭1丁目8番28号 | 警察本部 |
| (2) 宮崎市阿波岐原町前浜4276番地5 | 宮崎県総合自動車運転免許センター |
| (3) 宮崎市天満町6番1号 | 宮崎県警察学校 |

2 建築物環境衛生管理技術者の選任

建築物環境衛生管理技術者免状を有する者を対象施設ごとに1名選任し、契約締結時に別記様式1により報告すること。

3 建築物環境衛生管理技術者の業務について

建築物環境衛生管理技術者は、施設の維持管理全般が環境衛生上、適正に行われるよう次のことについて、毎月業務を行う。

- (1) 庁舎の清掃状況調査
- (2) 庁舎のねずみ、害虫等の駆除業務の評価
- (3) 空気環境測定結果の評価
- (4) 遊離残留塩素測定結果の評価
- (5) 水質検査結果の評価
- (6) 給水・配水設備の清掃・管理状況調査

上記の調査・評価の結果について、特に改善を要すると認めた場合には、当該事項について具体的に内容を明らかにし、その都度、施設ごとに別記様式2により文書で具申すること。

4 上記3に掲げる業務の実施については、次の要領により行うものとする。

ア 庁舎の清掃状況調査

清掃が適切な方法により実施され、衛生的な方法により処理されているのか調査を行い、その状況について評価を行う。

イ 庁舎のねずみ、害虫等の駆除業務の評価

ねずみ、害虫等については、発生状況、適切な方法により発生及び侵入の防止並びに防除が行われているか等を調査し、その効果と防除方法等について評価を行う。

ウ 空気環境測定結果の評価

甲が別に委託する業者が測定の都度、その結果について評価を行う。

エ 遊離残留塩素測定結果の評価

甲が実施する測定の都度、その結果について評価を行う。

オ 水質検査結果の評価

甲が別に委託する業者が検査した結果について、評価を行う。

カ 給水・配水設備の清掃・管理状況調査

水道法（昭和32年法律第177号）第4条の規定による水質基準に適合する水が供給されるように、庁舎内に設置される給水・配水設備（貯水槽、高架水槽及び附属の設備）について、その管理状況を調査し、さらに正常な機能が維持されるため、必要な事項について報告する。

5 その他

- (1) 受託者は、警察本部外建築物環境衛生管理業務年間計画書を策定し、契約締結後、速やかに提出すること。
- (2) 関係者との綿密な連絡調整を徹底し、施設利用者（来訪者、職員）に配慮した工程管理及び安全管理を行うこと。関係者に対する事前の連絡は時間的余裕をもって行うこと。
- (3) 本仕様書の定めのない事項及び疑義の生じた事項への対応については、委託者と受託者とがその都度協議の上、決定する。

宮崎県知事 殿

商号又は名称
代表者氏名

建築物環境衛生管理技術者の選任について

下記の者を、警察本部外建築物環境衛生管理業務の建築物環境衛生管理技術者に選任します。

記

1 建築物環境衛生管理技術者の氏名等

(1) 警察本部

フリガナ	
氏名	
生年月日	年 月 日
連絡先	()

(2) 宮崎県総合自動車運転免許センター

フリガナ	
氏名	
生年月日	年 月 日
連絡先	()

(3) 警察学校

フリガナ	
氏名	
生年月日	年 月 日
連絡先	()

2 添付書類

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」第7条第1項に基づく、建築物環境衛生管理技術者免状の写し

別記様式2

建築物環境衛生管理業務についての具申書

対 象 施 設： 警察本部

宮崎県総合自動車運転免許センター

宮崎県警察学校

具 申 日：令和 年 月 日

管理業務実施日：令和 年 月 日

上記月日に建築物環境衛生管理業務を実施した結果、次の項目で改善が必要とされますので、権限者によりご指導していただくようお願い申し上げます。

区 分	評 価	改 善 事 項
庁舎の清掃状況調査		
庁舎のねずみ、害虫等の駆除業務の評価		
空気環境測定結果の評価		
遊離残留塩素測定結果の評価		
水質検査結果の評価		
給水・配水設備の清掃・管理状況調査		

建築物環境衛生管理技術者
氏名：